

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の検討の結果をもとに、回答書(案)を作成し、 <u>照会書の記載事項についてシステムに入力するとともに、照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定に必要と認められる事項等を画像情報として入力し、回答書(案)の登録を行うこと</u> により総括関税鑑査官又は総括原産地調査官へ協議するものとす</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第2節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>(事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7-19-2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ 検討部門の事務処理</p> <p>検討部門は、上記(3)により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の検討の結果をもとに、回答書(案)を作成し、 <u>次の方法により総括関税鑑査官又は総括原産地調査官へ協議する</u> ものとする。ただし、関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が容易なものは税關限りで処理するものとする。 i <u>関税率表適用上の所属区分等に関する照会の場合</u> <u>照会書の記載事項についてシステムに入力するとともに、照会</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
る。ただし、関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が容易なものは税関限りで処理するものとする。	<u>書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の関税率表適用上の所属区分等の決定に必要と認められる事項等を画像情報として入力し、分類検討の結果としての回答書（案）の登録を行う。</u>
(注1)～(注3) (省略)	<u>ii 原産地に関する照会の場合</u> <u>照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等の写しとともに、検討の結果としての回答書（案）を総括原産地調査官に送付する。</u>
<p>(注1)～(注3) (省略)</p> <p>(二) 上記(ハ)により総括関税鑑査官又は総括原産地調査官へ協議した回答書（案）について、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から修正の指示を受けた場合には、修正を行い、システム登録された内容の変更登録を行うものとする。</p>	<p>(注1)～(注3) (同左)</p> <p>(二) 上記(ハ)により総括関税鑑査官又は総括原産地調査官へ協議した回答書（案）について、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から修正の指示を受けた場合には、修正を行うものとする。</p> <p>(注) 関税率表適用上の所属区分等に関する照会の場合には、システム登録された内容の変更登録を行うこと。</p>
<p>□ 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官の事務処理</p> <p>上記イにより検討部門からシステム登録された事前教示照会（税関限りで処理されたものを除く。）及び回答書（案）について、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) 検討部門からシステム登録された照会書及びその他の情報並び</p>	<p>□ 総括関税鑑査官及び総括原産地調査官の事務処理</p> <p>上記イにより検討部門から<u>送付され、又は</u>システム登録された事前教示照会（税関限りで処理されたものを除く。）及び回答書（案）について、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、次のとおり処理するものとする。</p> <p>(イ) 検討部門から<u>送付され、又は</u>システム登録された照会書及びその</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>に回答書（案）等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の検討を直ちに行うものとする。</p> <p>なお、検討に当たって資料の不足等がある場合には、照会者に対し資料の追加提出を求めるよう、検討部門への指示を直ちに行うこととする。</p> <p>(ロ) 上記(イ)により得られた結果については、次のとおり処理を行う。</p> <p>回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、システムに協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知するものとする。</p> <p>回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。修正された回答書（案）は確認の上、内容が適正であると認められる場合には、協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知し、さらに修正を必要とする場合は、再度検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。</p>	<p>他の情報並びに回答書（案）等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の検討を直ちに行うものとする。</p> <p>なお、検討に当たって資料の不足等がある場合には、照会者に対し資料の追加提出を求めるよう、検討部門への指示を直ちに行うこととする。</p> <p>(ロ) 上記(イ)により得られた結果については、次のとおり処理を行う。</p> <p>i. <u>関税率表適用上の所属区分等に関する照会の場合</u></p> <p>回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、システムに協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知するものとする。</p> <p>回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。修正された回答書（案）は確認の上、内容が適正であると認められる場合には、協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知し、さらに修正を必要とする場合は、再度検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。</p> <p>ii. <u>原産地に関する照会の場合</u></p> <p>回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、その旨を登録番号とともに検討部門に通知し、協議を終了する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(八) (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(5) 文書回答手続等 照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等 (イ) 検討部門は、照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）」(C-1000-1) 又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」(C-1000-3)（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付するものとする。</p>	<p><u>回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に</u> <u>対して修正を指示する。修正された回答書（案）は確認の上、内</u> <u>容が適正であると認められる場合には、その旨を登録番号とともに</u> <u>に検討部門に通知し、さらに修正を必要とする場合は再度検討部</u> <u>門に対して修正を指示するものとする。</u></p> <p>(八) (同左)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(5) 文書回答手続等 照会に対する文書回答手続等は、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等 (イ) 検討部門は、照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記(4)により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）」(C-1000-1) 又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」(C-1000-3)（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、押印した上、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付するものとする。</p> <p><u>また、原産地に関する照会で上記(4)のイの(ハ)ただし書により税</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に同一の登録番号を付すこと。なお、登録番号は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 関税率表適用上の所属区分等に関する照会システムにより付与された登録番号を付するものとする。 ii 原産地に関する照会 総括原産地調査官から付与される登録番号を付するものとする。 <p>(¤) (省略)</p> <p>(6)～(10) (省略)</p>	<p>関限りで処理した場合は、照会書（補足説明書を含む。）及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の原産地の決定に必要と認められる事項等の写しとともに、照会者に交付又は送達した回答書の写しを総括原産地調査官に送付するものとする。</p> <p>(注) 回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に同一の登録番号を付すこと。なお、登録番号は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 関税率表適用上の所属区分等に関する照会システムにより付与された登録番号を付するものとする。 ii 原産地に関する照会 総括原産地調査官から付与される登録番号を付するものとする。<u>ただし、税関限りで処理する場合は適宜の登録番号を付するものとする</u> <p>(¤) (同左)</p> <p>(6)～(10) (同左)</p>